

目 次

教育委員会規則	
○北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則……………	1
教育長訓令	
○教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令……………	4
○北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令……………	5
○教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令……………	6
○機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令……………	6
告示	
○市町村立高等学校の定時制の課程の廃止の認可について……………	7
○市町村立中学校の位置変更について……………	8
通達・通知・照会	
○道立特別支援学校の開校準備について……………	8

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第9号）

- 趣旨
北海道教育庁の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
 - 教育職員局に教職員事務センターを設置することとした（第25条、第28条、第31条及び第33条関係）。
 - 教職員事務センターの設置に伴い、給与課に配置していた教職員事務センター（仮称）開設準備担当課長を廃止するとともに、給与課の所掌事務を整理することとした（第26条関係）。
 - 教職員事務センターの設置に伴い、職員の職に係る規定を整備することとした（第36条第1号の表関係）。
 - その他教育委員会規則について所要の改正を行うこととした（附則第2項から第4項関係）。
- 施行期日
この教育委員会規則は、平成22年10月1日から施行することとした（附則第1項関係）。

教育委員会規則

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
平成22年9月27日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

北海道教育委員会規則第9号

北海道教育庁組織規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第29条」に、「第29条」を「第30条」に、「第30条―第32条」を「第31条―第33条」に、「第33条」を「第34条」に、「第34条」を「第35条」に、「第35条」を「第36条」に改める。

第13条第8号中「学校安全・健康課」を「健康・体育課」に改める。

第25条中「2課」の次に「及びセンター」を加え、同条に第3号として次の1号を加える。

(3) 教職員事務センター

第26条第1項第1号中「扶養手当その他の手当」を「退職手当」に改め、同項第7号及び第8号を削り、同条第2項を削る。

第35条第1項第1号の表中

学校教育局 教育職員局 新しい高校づくり推進室	参事	上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を監督する。
総務政策局教 職員課 学校教育局義 務教育課 生涯学習推進 局文化・スポ ーツ課 教育職員局給 与課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。

事務職員	を	学校教育局 教育職員局 新しい高校づくり推進室	参事	上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務
		教育職員局教 職員事務セン ター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務
		総務政策局教 職員課 学校教育局義 務教育課 生涯学習推進 局文化・スポ ーツ課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。	事務

職員	に、	課	主幹	課の事務を整理し、グループの事務をつかさどり、課長を補佐する。	事務職員 指導主事
職員		教育職員局福 利課	主幹	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	事務職員
職員					

を	課	主幹	課の事務を整理し、グループの事務をつかさどり、課長を補佐する。	事務職員 指導主事
	教育職員局教 職員事務セン ター	主幹	センターの事務を整理し、グループの事務をつかさどり、センター長を補佐する。	事務職員
	教育職員局福 利課	主幹	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	事務職員

に、

学校教育局 教育職員局 新しい高校づくり推進室 課	主査	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	事務職員 技術職員 指導主事
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	事務職員 技術職員
	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	業務主任	上司の命を受け、担任の業務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

を

に改め、

学校教育局 教育職員局 新しい高校づくり推進室 課 教育職員局教職員事務センター	主査	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	事務職員 技術職員 指導主事
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	事務職員 技術職員
	指導主任	上司の命を受け、事務を処理するとともに、内部における指導的業務に従事する。	
	業務主任	上司の命を受け、担任の業務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

第4章中同条を第36条とする。

第3章第2節中第34条を第35条とし、同章第1節中第33条を第34条とする。

第32条の見出し中「及び分課」を「、分課及び教職員事務センター」に改め、同条第1項中「及び各課」を「、各課及び教育職員局教職員事務センター」に改め、同条第2項中「及び分課」を「、分課及び教育職員局教職員事務センター」に改め、同条を第33条とする。

第31条を第32条とし、第30条中「及び新しい高校づくり推進室参事」を「、新しい高校づくり推進室参事及び教育職員局教職員事務センター」に改め、同条を第31条とする。

第2章第2節第5款中第29条を第30条とし、同章第2節第4款中第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

（教職員事務センターの事務）

第28条 教職員事務センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道立学校の職員及び県費負担教職員の諸手当（退職手当を除く。）の支給の認定に関すること。
- (2) 道立学校の職員及び県費負担教職員の旅費の支給に関する事務を一元的に処理する方法等を検討すること。

附 則

- 1 この教育委員会規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 北海道教育委員会公印規則（昭和61年北海道教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「参事」の次に「及び教育職員局教職員事務センター長」を加える。

別表北海道教育庁の本庁に置かれる局の局長の印の項中「第31条第1項」を「第32条第

1項」に改め、同表中

北海道教育庁の本庁の課長（局又は室に置かれる参事を除く。）の印	20ミリメートル平方	<table border="1"> <tr> <td>北</td> <td>海</td> <td>道</td> </tr> <tr> <td>教</td> <td>育</td> <td>庁</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>課 長</td> </tr> </table>	北	海	道	教	育	庁	○	○	局	○	○	課 長	本庁又はれるく。）
北	海	道													
教	育	庁													
○	○	局													
○	○	課 長													

の課長(局室に置か参事を除	を	北海道教育庁の本庁の課長(局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長を除く。)の印	20ミリメートル平方	<table border="1"> <tr> <td>北</td> <td>海</td> <td>道</td> </tr> <tr> <td>教</td> <td>育</td> <td>庁</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>局</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>課長</td> </tr> </table>	北	海	道	教	育	庁	○	○	局	○	○	課長	本庁の課又は室にれる参事教育職員職員事務ター長く。
北	海	道															
教	育	庁															
○	○	局															
○	○	課長															

長(局置か及び局教センを除
に改め、同表北海道教育庁新しい高校づくり推進室参事の印の項の次に次のよう
に加える。

北海道教育庁教育職員局教職員事務センター長の印	20ミリメートル平方	<table border="1"> <tr> <td>北</td> <td>海</td> <td>道</td> </tr> <tr> <td>教</td> <td>育</td> <td>庁</td> </tr> <tr> <td>教</td> <td>育</td> <td>職</td> </tr> <tr> <td>員</td> <td>局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教</td> <td>職</td> <td>員</td> </tr> <tr> <td>事</td> <td>務</td> <td>セ</td> </tr> <tr> <td>ン</td> <td>タ</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	北	海	道	教	育	庁	教	育	職	員	局		教	職	員	事	務	セ	ン	タ	ー	長			教育職員局教職員事務センター長
北	海	道																									
教	育	庁																									
教	育	職																									
員	局																										
教	職	員																									
事	務	セ																									
ン	タ	ー																									
長																											

- 3 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第6号イ中「参事」の次に「、教育職員局教職員事務センター長」を加える。
- 4 北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則（平成10年北海道教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
第2条第6号中「参事」の次に「及び教育職員局教職員事務センター」を加える。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第14号

庁 中 一 般

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。
平成22年 9 月27日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令
教育庁分課事務分掌規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「及び各課」を「、各課及び教育職員局教職員事務センター」に改める。
第2条第1項中「参事」の次に「、教育職員局教職員事務センター長」を加える。

別表第1 教育職員局の部中	給与課	給与支給グループ 給与制度グループ 給与費管理グループ	
	(担当課長)	集中処理準備グループ	
	福利課	企画福祉グループ	

	健康管理グループ 健康支援グループ	
--	----------------------	--

を	給与課	給与支給グループ 給与制度グループ 給与費管理グループ	に改める。
	福利課	企画福祉グループ 健康管理グループ 健康支援グループ	
	教職員事務センター	総務調整グループ 道立学校手当認定第一グループ 道立学校手当認定第二グループ 市町村立学校手当認定第一グループ 市町村立学校手当認定第二グループ	

別表第2 企画総務課の項を次のように改める。

企画総務課	総務係 経理係 学校管理係 経理学校管理係 主査 教職員係	後志、胆振、日高、檜山、留萌、宗谷、釧路及び根室の教育局を除く。 後志、胆振、日高、檜山、留萌、宗谷、釧路及び根室の教育局を除く。 後志、胆振、日高、檜山、留萌、宗谷、釧路及び根室の教育局に限る。 経理審査担当（後志、胆振、日高、檜山、留萌、宗谷、釧路及び根室の教育局に限る。）
-------	--	--

附 則

この教育長訓令は、平成22年10月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第15号

庁 中 一 般
所 管 機 関

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成22年 9月27日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁等専決代決規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「参事」の次に「及び教育職員局教職員事務センターに置かれるセンター長」を加える。

別表第1 教育局の局長の項第14号中「及び局管内の県費負担教職員」を削り、同表道立学校長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第2 教育職員局の部福利課の項の次に次のように加える。

教職員事務センター			1 道立学校の職員及び県費負担教職員の諸手当（退職手当を除く。）に係る確認若しくは認定又は額の決定		
-----------	--	--	---	--	--

			2 道立学校の職員及び県費負担教職員の児童手当及び子ども手当の受給資格及び額の認定		
--	--	--	---	--	--

附 則

この教育長訓令は、平成22年10月 1 日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第16号

庁 中 一 般
所 管 機 関

教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成22年 9 月27日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令

教育長事務委任規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 7 の項を削り、 8 の項を 7 の項とする。

別表第 2 中 7 を次のように改める。

7 所属職員の諸手当に係る確認を行うこと。

附 則

この教育長訓令は、平成22年10月 1 日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第17号

庁 中 一 般
所 管 機 関

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。

平成22年 9 月27日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

機構改正に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令

（庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程の一部改正）

第 1 条 庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程（昭和42年北海道教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

1 の項中「参事」の次に「、教育職員局教職員事務センター長」を加える。

（北海道教育庁職員服務規程の一部改正）

第 2 条 北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中	教育職員局の局長、局次長及び課長(参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。)	教育職員監
	その他の職員	課長（局又は室に置かれる参事を含む。)

を 」	教育職員局の局長、局次長及び課長(参事、教育職員局教職員事務センター長、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。)	教育職員監	に
	その他の職員	課長（局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長を含む。)	

改める。

（居住施設管理規程の一部改正）

第 3 条 居住施設管理規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

- 第1条第4号中「参事」の次に「及び教育職員局教職員事務センター長」を加える。
(職員賞罰等審査委員会設置規程の一部改正)
- 第4条 職員賞罰等審査委員会設置規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第7号）の一部を次のように改正する。
第3条の表(1)の項中「参事」の次に「及び教育職員局教職員事務センター長」を加える。
第4条第4項中「参事」の次に「及び教育職員局教職員事務センター」を加える。
(教育庁職員等健康管理規程の一部改正)
- 第5条 教育庁職員等健康管理規程（昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第7条第2項中「課長及び局又は室に置かれる参事」を「課長、局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長」に改める。
(実習船管理規程の一部改正)
- 第6条 実習船管理規程（昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第9号）の一部を次のように改正する。
第4条中「第34条第2項各号」を「第35条第2項各号」に改める。
(教育庁文書管理規程の一部改正)
- 第7条 教育庁文書管理規程（平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。
第4条を次のように改める。
(課長等の責務)
- 第4条 本庁の課長（局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長を含む。以下同じ。）及び出先機関の長は、所掌する本庁の課（局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センターを含む。以下同じ。）又は出先機関における文書の管理を総括し、その適正かつ円滑な運営を図らなければならない。
第10条第4項中「、主務課長」の次に「又は担当課長（本庁の課に置かれる担当課長をいう。以下同じ。）」を加え、「主務課長の職にある者」を「主務課長又は担当課長の職にある者」に改める。

第22条第2項の表中

本庁の課（教育政策課、教職員課、健康・体育課及び文化・スポーツ課並びに局又は室に置かれる参事を除く。）	教の文字に当該課字を付したもの
---	-----------------

の頭文

を

本庁の課（教育政策課、教職員課、健康・体育課及び文化・スポーツ課並びに局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センターを除く。）	教の文字に当該課の頭文字を付したもの
---	--------------------

に、

教育職員局参事（行政管理・訟務）	教行訟
新しい高校づくり推進室参事（高校配置）	教配

を

教育職員局参事（行政管理・訟務）	教行訟	に改める。
教育職員局教職員事務センター	教事セ	
新しい高校づくり推進室参事（高校配置）	教配	

附 則

この教育長訓令は、平成22年10月1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第73号

次の市町村立高等学校の定時制の課程の廃止は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、平成22年9月6日付けで、認可した。

平成22年9月27日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名 称	廃止の時期	廃止の理由

札幌市	北海道札幌啓北商業高等学校定時制課程	平成23年3月31日	平成20年度募集停止に伴う廃止
-----	--------------------	------------	-----------------

北海道教育委員会告示第74号

次の市町村立の中学校の位置変更は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第3号に基づき、受理した。

平成22年9月27日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
喜茂別町	喜茂別町立喜茂別中学校	平成22年8月1日	虻田郡喜茂別町字伏見272番地2	虻田郡喜茂別町字喜茂別258番地1	校舎老朽化のための移転

通達・通知・照会

教特第171号
平成22年9月27日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

道立特別支援学校の開校準備について（通知）

平成23年4月1日開校予定の（仮称）北海道道央地区高等支援学校の開校準備を行うため、次のとおり開校準備事務室を設置するので通知します。

記

- 1 名称及び設置場所
（仮称）北海道道央地区高等支援学校開校準備事務室
北海道小樽高等支援学校内（札幌市手稲区稲穂4条7丁目12番1号）
- 2 設置期間
平成22年10月1日から平成23年3月31日まで

（学校教育局特別支援教育課振興グループ）